

## 柔道整復施術療養費に係る受領委任の取扱いの中止相当

厚生労働省九州厚生局と長崎県は、平成30年3月8日付けで、下記柔道整復師の施術に係る柔道整復施術療養費（以下「療養費」という。）について、受領委任の取扱いを中止相当とすることとしました。

この措置は、九州厚生局及び長崎県が共同して監査を実施した結果、実際には行っていない柔道整復に係る施術を行ったものとして療養費を不正に請求していたこと、また、療養費の支給対象となる負傷ではないにもかかわらず、療養費の支給対象となるよう偽った負傷名や負傷原因を付して施術録に記載（入力を含む）し、当該負傷に関し施術を行ったとして療養費を不正に請求していたことが判明したことによるものです。（不正請求額 約48万7千円）

### 記

#### 1. 受領委任の取扱いの中止相当となる柔道整復師

氏 名 島田 龍太（しまだ りゅうた）34歳  
施術所名称 りらく庵整骨院  
施術所所在地 長崎県長崎市万屋町5-29 樋口ビル1階  
元 開 設 者 有限会社ドゥラーゴ  
代表取締役 島田 猛（しまだ たけし）

#### 2. 受領委任の取扱いの中止相当年月日

平成30年3月8日

〔当該柔道整復師及び当該開設者が開設する施術所は、以後、原則として5年間は、療養費に係る新規の受領委任の取扱いが認められない。〕

※上記1の柔道整復師は、平成29年10月5日付で受領委任の取扱いを辞退していることから中止相当としている。

#### 3. 受領委任の取扱いを中止相当とする根拠規定

「柔道整復師の施術に係る療養費について」

別添2「受領委任の取扱規程」第2章13の(1)及び(2)

〔平成22年5月24日付保発第0524第2号 厚生労働省保険局長通知

最終改正：平成29年9月4日付保発0904第2号〕

#### 4. 療養費の不正及び不当請求

監査において確認した不正請求及び不当請求に係る柔道整復施術療養費支給申請書（以下「支給申請書」という。）の件数及び金額

〔平成27年11月～平成29年3月〕

・不正請求	6名分	支給申請書	32件	487,270円
・不当請求	8名分	支給申請書	9件	315円

（注）上記の件数及び金額は、監査で確認したもののみを計上しており、最終的な不正・不当請求の件数及び金額は、今後精査していくこととしているので、現時点では確定していない。

#### 5. 受領委任の取扱いを中止相当とした主な理由

##### （1）不正請求

- ① 実際には行っていない柔道整復に係る施術を行ったものとして療養費を不正に請求していた。
- ② 実際には療養費の支給対象となる負傷ではないにもかかわらず、療養費の支給対象となるよう偽った負傷名や負傷原因を付して施術録に記載（入力を含む）し、当該負傷に関し施術を行ったとして療養費を不正に請求していた。

##### （2）不当請求

初検時相談支援料について、患者に対して説明した施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等を施術録に記載していないにもかかわらず不当に請求していた。

#### 6. 監査を行うに至った経緯等

- （1）九州厚生局長崎事務所及び長崎県に、当該整骨院に係る患者調査を実施した保険者から、実際に患者が通院した日数よりも療養費が多く請求されていることが疑われる旨の情報提供がなされた。
- （2）このため、患者調査を実施したところ、実際には患者が通院していない月について療養費の請求が行われている架空請求が強く疑われたため監査を実施した。